

福島県外から福島県に帰還される皆様への住宅支援について

地震・津波被害による住宅全壊等及び避難指示区域等からの避難者

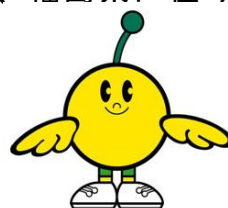
対象になる世帯	福島県外へ避難している地震・津波により住宅が全壊等した世帯や避難指示区域等の世帯が、福島県に組み替えする場合
入居期間	平成28年3月31日まで
受付期間	当面の間
受付窓口	避難元（従前の居住地）の市町村役場



- ・家賃上限額は、原則月6万円とし、一戸の入居世帯人数が5名以上の場合は、月9万円としています。
 - ・県外から県内に戻られる場合、1回限り組み替えが可能です。
(県外から県外、県内から県外の組み替えは対象外です。)
- ※既に組み替え先をご自身で契約された方や過去（支払い済み）の家賃等は支援対象外です。

自主避難者

対象になる世帯	福島県外へ自主避難している子ども又は妊婦のいる世帯（既に借上げ住宅などに入居している世帯に限る）が、福島県に組み替えする場合
入居期間	平成28年3月31日まで
受付期間	当面の間
受付窓口	避難元（従前の居住地）の市町村役場



- ・家賃上限額は、原則月6万円とし、一戸の入居世帯人数が5名以上の場合は、月9万円としています。
 - ・避難元市町村より放射線量が低い市町村への転居を対象とします。
 - ・子ども又は妊婦のいる世帯とは、平成24年11月1日時点で、子ども（平成23年3月11日時点で18歳以下）又は妊婦のいる世帯です。
- ※既に組み替え先をご自身で契約された方や過去（支払い済み）の家賃等は支援対象外です。

問い合わせ先 制度の考え方等に関すること：福島県避難者支援課 電話024-521-8306
契約・支払い等に関すること：福島県建築指導課分室2 電話024-521-5764

福島県内の建設型応急仮設住宅について

福島県内の建設型応急仮設住宅については、空き住戸がある場合、子供の有無等に関わらず、組み替えが可能な場合があります。（現に借上げ住宅などに入居している世帯に限る）
詳しくは、避難元の市町村にお問い合わせください。



■借上げ住宅の契約に関する事務フロー

